

特定非営利活動法人鶴ヶ島市スポーツ協会

事業運営スタッフ登録要領

1 目的

この要領は、特定非営利活動法人鶴ヶ島市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が主催する各種事業の開催について、運営するスタッフを広く募り、登録制度を設け、継続的かつ安定的に確保しようとするものです。よって、事業の円滑な運営と活性化を図ることを目的とする。

2 登録者

登録者は、次の各号に該当し、スポーツを通じて健康で明るいまちづくりを推進するため、スポーツ協会の事業に積極的に協力できる者とする。

- (1) スポーツ協会の事業に深い理解と熱意があり、健康である者
- (2) 連絡、調整が常に行える者
- (3) 原則鶴ヶ島市在住、在勤、在学者で18歳以上（高校生を除く）の者
ただし、スポーツ協会が必要と認めた者は、この限りでない。

3 登録の手順

- (1) 前記2により登録を希望する者に対し、スポーツ協会が登録者として登録を依頼する。
- (2) 上記(1)の者で、事業運営スタッフ登録者として登録を受諾する者は、登録申請書を提出する。
- (3) スポーツ協会は、登録申請書に基づき、登録者名簿に登録する。

4 登録者の登録期間及び更新

登録期間は、登録した日から年度内（翌年3月31日まで）有効とする。
登録の更新については、スポーツ協会が毎年度本人に対し確認する。

5 登録期間中における変更

登録者は、登録期間中において登録内容に変更が生じた場合は、スポーツ協会へ報告する。

6 登録の取り消し

スポーツ協会は、登録された運営スタッフが次に掲げる事項に該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (2) 本人より取り消しの申出があったとき。
- (3) その他、運営スタッフとして不適格とスポーツ協会が認めたとき。

7 運営スタッフの任務

スポーツ協会の主催する事業開催の求めに応じて運営スタッフとして円滑な運営に協力し、その役割を遂行する。

8 依頼者の責務

依頼者は、登録者に生じた不測の事態に対して責任を持つものとし、特に、実技を伴う事業についてはスポーツ障害保険等に加入する。

附 則

この要領は、平成30年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月11日から施行する。

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 鶴ヶ島市スポーツ協会会長 様

事業運営スタッフ登録申請書

スポーツを通じて健康で明るいまちづくりを推進するため、スポーツ協会の開催する事業の運営スタッフとして、次のとおり登録を申請します。

氏名	生年月日	〒住所 自宅電話 携帯電話 メールアドレス	スポーツ関係 の資格等

※登録された個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し、目的外に利用することはありません。

スポーツ協会が協力を依頼する対象事業

No.	事業名	大会期日	大会会場	協力できる事業に ○表示願います
1	鶴ヶ島市民体育祭 前日準備	10月10日(土)	鶴ヶ島市運動公園	
2	鶴ヶ島市民体育祭 当日	10月11日(日)	鶴ヶ島市運動公園	
3	事前準備	随時	海洋センター	

【提出先】

NPO法人鶴ヶ島市スポーツ協会事務局（鶴ヶ島海洋センター内）

〒350-2204 鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘54番地4

TEL/FAX : 049-277-5199 E-mail tsurutaikyo-info@ce.wakwak.com